-日露戦争時の軍役夫傭役規則と軍夫熱を中心に-

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 駿台史学会
	公開日: 2018-01-31
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 藤岡, 佑紀
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19179

一日露戦争時の軍役夫傭役規則と軍夫熱を中心に一

藤岡佑紀

要旨 本稿では、日露戦争に際し陸軍に雇用された日本人軍役夫について、主に「戦時 軍役夫傭役規則」と陸軍に寄せられた軍役夫募集願から考察を行った。日本人軍役夫に ついての先行研究は、日清戦争以前のものは見ることができるが、日露戦争のものは長 らく皆無に近い状況であった。

「戦時軍役夫傭役規則」では、軍役夫および雇用を担う請負人の条件、彼らの給与に関する細かい規定などが定められた。その内容からは、日清戦争での軍夫雇用における問題点の改善を図ったと思われる部分が多々見られる。しかし当時の回想によればこの規則は、軍役夫の供給が急務となる戦役序盤では必ずしも守られていなかった。

一方、陸軍に寄せられた軍夫募集願は「利益追求型」「愛国心型」「貧民救済型」に分類することができる。「利益追求型」からは当時人夫請負を担っていた業者や移民会社の存在が見られ、「愛国心型」には日清戦争時に近いナショナリズムの高揚を見られる。 その中で「貧民救済型」は当時の貧民層の実態や、貧民層が収入を得る職としての軍役夫への期待が垣間見えてくる。

以上からわかることは二点ある。一点目は、日露戦争開戦にあたり、軍からの軍役夫請負を期待する請負業者と軍役夫雇用を期待する労働者層が多く存在していたという点である。このような期待は当時の貧民救済策の一環としても注目されていたのである。同時に軍役夫雇用と海外への軍役夫派遣に対しては、海外移民に対する抵抗感の緩和と推進を期待する向きもあった。二点目は、このような軍役夫雇用に対する期待の原点である。当時の証言からもこの期待の原点は日清戦争にあることが見えてくる。日清戦争の軍役夫に関する先行研究では軍・政府による強制徴用または国内におけるナショナリズム構築の過程に関心が寄せられているが、本稿の史料からは労働者層による出稼ぎ労働の側面も強く持っていたことが示唆されている。

キーワード:日露戦争、軍役夫、日清戦争、戦時軍役夫傭役規則、軍夫願

はじめに

1894 (明治 27) 年に起こった日清戦争では、一般に軍夫と呼ばれる軍役の傭人が多数存在し、物資輸送などの様々な任務に就いていたことが知られている⁽¹⁾。しかしその 10 年後の 1904 年に起こった日露戦争においても、やはり軍属である日本人の軍役夫がこうした任務に就いていたことはあまり知られていない⁽²⁾。陸軍はロシアとの開戦にあたって「戦時軍役夫傭役規則(以下「傭役規則」)」を制定し職工、人夫などの軍役夫を雇用したが、その数は日清戦争に比べて大幅に減ったものの最も多い時期で 25,000 人強とそれなりの規模であり、そのうち約半数は大本営直属であった⁽³⁾。

本稿では主にこの「傭役規則」と、陸軍省に寄せられた軍役夫募集願について考察する。これらに注目するポイントは二点ある。一つは日露戦争における軍役夫の実態である。日露戦争の軍役夫に関する先行研究は、韓国・清国における強制的な人夫徴発と抵抗という植民地での民衆運動史視点によるもの(4)がほとんどだった。一方、日本人の軍役夫に関するものは皆無といっていい状況が続いていたが、今年になって須藤遼の研究(5)により進展が見られた。「傭役規則」自体は須藤論文および『明治三十七八年戦役 陸軍政史』(以下『陸軍政史』)に全文が記載されており(6)、この史料の紹介・解説は須藤のほか楠裕次のものがある(7)。ただし楠は軍役夫を政府・軍による被害者と位置付けているものの、具体的な検証は行っていない。また軍役夫応募に関する史料も管見の限りでは、須藤論文に一通(8)と日清戦争の軍夫に関する池山弘の研究で一通(9)、計二通が見られるのみである。この実態を知ることは、日露戦争における日本陸軍の輜重形態を知る一助となるとともにこの当時の社会状況を示す材料にもなりうると考えている。

もう一点は日清戦争における軍夫の実態である。日清戦争の軍夫に関する先行研究は、開戦直後から起こった義勇軍志願とそれに追随する軍夫志願(いわゆる軍夫熱)などから日本におけるナショナリズム形成過程を追う大谷正⁽¹⁰⁾らと、軍夫を前近代的な夫役・賦役の思想を持った日本政府および日本陸軍による「徴発的使役思想が消えない労役供給政策⁽¹¹⁾」の被害者として見る池山弘⁽¹²⁾、遠藤芳信らに区分することができよう。これらは互いにその存在を否定するような対立軸ではないものの、一方で視点がこの二点に特化されているがゆえに、自らの生活(生存)のために応募・雇用された軍夫に対する視点が等閑視されている感は否めない。これら三者はあくまで並立軸に立っているものであり、その中でほとんど取り上げられてこなかった三点目も見ることが、日清戦争における軍夫の実態の解明のためには重要であると考える。

なお本稿ではこうした軍役夫の呼称について、日露戦争において実際に傭役された者たちを 「軍役夫」、日清戦争で傭役された者および同戦役の記憶から日露戦争に際して応募しようとし た者たちを「軍夫」としている。

1. 日露戦争における軍役夫規定と軍役夫の運用

(1) 「戦時軍役夫傭役規則」の制定

ロシアとの開戦を前にして「目下ノ時局ニ関シ海外ニ派遣ノ軍役夫募集ノ場合(13)」に用いる一連の軍役夫傭役規則案が提示されたのは1904年1月27日のことである。この草案は「軍役夫供給請負ニ関スル事項」「軍役夫雇用受負契約書按」に分かれているが、このうち「軍役夫雇用受負契約書按」はこれより前の同年1月5日に第六、第十二師団の二師団へ「軍役夫徴集準備表」とともに通知された(14)もので、それが27日に「軍役夫供給請負ニ関スル事項」を追加して全師団へ通牒された。その後3月1日にこれらをほぼ同じ内容で整理したものが「傭役規則」として通達されたが、その際「従来ノ達及通牒中本規則ニ矛盾スルモノハ自然消滅スル義ト心得へシ(15)」とされている。1月の草案に対しては、日清戦争当時に第二師団監督部長だった第六師団経理部長黒川秀行から「日清戦争の際に第二師団では、地方庁へ依託して募集と百人長・小頭の選定を行った結果、軍紀・風紀が請負人に委託した他師団より良かった。この例にならい今回の軍役夫募集も地方庁に募集を委託すべきではないか」という意見が出されたが、これは却下された(16)。日清戦争において他師団でも地方庁に依託した軍夫募集が行われていたことは先行研究でも指摘されているが、第二師団はこれらの募集方法に頼る傾向が他師団より強かったことがうかがえる。

続いて各条項について見ていくこととする。最初の第一条から第三条は請負人に関する規定である。請負人の条件は第一条で「成ルヘク職工人夫ノ使用ニ経験アルモノニシテーヶ年以上引続キ左ノ割合ノ直接国税ヲ納付スルモノニ限ル⁽¹⁷⁾」と定められており、その雇傭可能な人数が500人未満(10円)から10,000人以上(120円以上)まで10円ごとの十二段階に分けられた。また第二条では国民兵役を除いた兵役に関係する者や禁固刑以上の前科のある者、監視、予戒命令執行中の者などは禁止とされ、さらに「第一條ノ資格ニ付テハ市町村長第二條ノ資格ニ付テハ地方長官ノ証明⁽¹⁸⁾」が必要であると規定されている。ただし「成ルヘク」と書かれていたようにこの第一条は必ずしも厳格に守られてはおらず、陸軍の信頼を得た業者が、人夫の使用歴がないにも関わらず軍から直接依頼を受けて軍役夫募集・派遣を行ったと思われるケースもある。そのためこれらの条項は、自ら軍役夫請負を願い出た業者に対する選定材料として盛り込まれていた可能性が考えられる。なお2月7日にはこの条項とは別に、内務大臣から「目下ノ時局ニ関シ軍役夫募集ノ必要アルトキハ供給請負人ノ身元ニ就テハ貴官ノ証明又軍役夫ノ身元ニ就テハ警察署長ノ証明ヲ要スル事ニ陸軍省ニ於テ規定ヲ設ケラレ候間右証明出頭ノ際ハ精密調査ヲ遂ケ不都合ナキ者ト確認セラルル者ニ限リ証明ヲ与ヘラルヘシ⁽¹⁹⁾」との訓令が各庁府県長官へ出されている。

次に軍役夫の規定および軍役夫の採用条件(第四条~第十一条)である。第四条では軍役夫の年齢が「年齢二十年以上四十五年未満⁽²⁰⁾」と定められた。このような年齢規定は日清戦争の際にも存在はしていたものの,明文化されたのは開戦からしばらく経過した 1895 年 3 月のこと⁽²¹⁾であった。日清戦争では,請負業者への応募ではない各市町村によって徴用された場合であってもこの規定は守られておらず⁽²²⁾,年齢制限を明らかに超えた軍夫も雇用されていた。この際特に問題となったのは 20 歳未満の場合で,95 年に入ってから徴兵適年齢に達したものの渡航して不在となった軍夫の処置についての各県からの問い合わせが陸軍省へ多数寄せられることになったのであった⁽²³⁾。また請負人同様,国民兵役を除いた兵役に関係する者は採用が禁止された。

このほか監視、予戒命令執行中の者などが採用不可となったのも請負人と同じだが、前科に関する規定が「重罪及賭博犯ノ刑ニ処セラレタルモノ(24)」とされた点にも注目したい。日清戦争では、賭博罪で検察処分、軍中・師管軍法会議にかけられた軍夫の数が兵卒に比べて非常に多かった(第1表)。軍夫として従軍した者の中に日常的に賭博を行っていた博徒や日雇い労働者などが少なくなかったためと考えられ、陸軍もその対策としてこのような措置を講じたのであろう。第2表を見ると日露戦争での賭博罪で処分を受けた人数は日清戦争時に比べて減少し軍属の処罰者の数もかなり減っている。しかし軍役夫そのものの数が圧倒的に少なくなったことも考慮する必要があり、この措置に効果があったとは一概には言えないだろう。こうした規定の関係もあってか、先述の通り請負人には市町村長、地方長官の証明書が必要とされていたが、軍役夫に対しては第八条で「戸籍謄本ニ警察署ノ身分証明ヲ要スルモノトス但シ期日切迫ノ為メ戸籍謄本ヲ得難キトキハ警察署ノ身分証明書ノミヲ以テスルコトヲ得(25)」と警察による身分証明が必要とされた。

第五, 第六および第十条では軍役夫の身体的条件と職工, 人夫それぞれに採用前の検査が行われることが記されている。身体能力については「人夫ハ身体強壮ニシテ六貫匁以上ノモノヲ

		総計			賭博罪			
		①	2	3	1	2	3	計
軍人	兵卒 (諸卒)	1,256	231	551	117	36	55	208
	計	1,363	253	586	121	38	55	214
軍属	判任官及び判任官待遇	2	0	1	0	0	0	0
	雇員	7	3	1	0	0	0	0
	傭員及び傭役	856	798	86	287	407	24	718
	計	865	801	88	287	407	24	718
	常人	15	57	4	6	7	0	13
総計		2,243	1,111	678	414	452	79	945

第1表 日清戦争中、刑法その他の法令のうち賭博罪で処分された人員

①: 検察処分 ②: 軍中軍法会議 ③: 師管軍法会議 出典: 『日清戦争統計集 下巻2』pp.785-903.

第2表 日露戦争中、刑法その他の法令のうち賭博罪で処分された人員

		0	2	3	計
軍人	兵卒	149	60	59	268
	計	151	60	60	271
軍属	判任官及び判任官待遇	2	1	0	3
	雇員	0	0	0	0
	傭人	102	109	0	211
	軍役志願者	34	0	5	39
	at	138	110	5	253
	常人	20	16	0	36
総計		309	185	65	559

①:検察処分人員仮定罪名身分別 ②:軍中軍法会議処断人員罪名罪数身分別 ③:師管軍法会議処断人員罪名身分別

出典:『日露戦争統計集 15』第二十一編刑罰(東洋督林, 1994 年)p.42, 166, 298

担荷シ及車輌ニ依リ参拾貫匁以上ノモノヲ輓行シ共ニー日八里以上ノ行程ニ堪エ又雑役ニ従事スルトキハ十二時間以上連日ノ労働ニ堪ユルモノ⁽²⁶⁾」(第六条)と書かれており、現代の視点から見ると労働時間の部分ではかなり厳しい条件が課せられていたことがうかがえる。日清戦争でもこのような身体能力条件は設けられていたが、このときとは「一日行程六里以上⁽²⁷⁾」という点と雑役従事の際の労働時間が追加された点が異なる。採用検査も日清戦争で実施されてはいたが、こちらでは検査の具体的な内容は記されていなかった。それが日露戦争では職工は「身体強壮技術ニ熟練ノ者ニシテ募集検査ニ合格シタルモノ⁽²⁸⁾」(第五条)、人夫は「一、担荷量二十貫匁 二、車輌輓力五十貫匁⁽²⁹⁾」(第十条)の負担力検査に合格した者のみと、具体的な検査内容まで記されている。いずれも日清戦争時より採用条件が厳しくなっていることが特徴と言えよう。ただし身長約5尺1寸以上(職工の場合は斟酌の余地あり)とされた日清戦争での体格条件は日露戦争ではなくなっている。

(2) 軍役夫の給与

軍役夫の給与はその職ごとに第3表のように定められた。備考には「一、本表各給額ハ最上限ヲ示シタルモノニ依リ職工ニ在テハ其技術ニ依リ本表給額内ニテ適当支給スルコトヲ得⁽³⁰⁾」と記されており、これらはあくまで最高額であることに注意する必要がある。1月の草案からの変更点は鉄道職工への給与が追加されたことと、備考のうち「一、取締トシテ小頭(五十人ニ付一人)ヲ置ク又五十人未満ノトキハ之レニ準ス」の項目が削除されたことで、各金額についての変更部分はなかった。この表を見ると、外地の給与額は内地の1.25倍、後から追加された鉄道職工のみ一律1.6倍となっている。ここでの内地と外地については「外国港湾ニ上陸ノ日ヨリ同港湾出発ノ日マテ⁽³¹⁾」が海外、それ以外が内地とされた(第十九条)。給与は就業日(航海中および軍の都合で就業できない日を含む)は全額、傷痍疾病で就業できない日は半

藤岡 佑紀

第3表 軍役夫給料標準額表 (一日の給額)

名称		内地給料	海外給料
舸子		520	650
仲仕		520	650
大工		680	850
舩大工		800	1,000
鍛工		720	900
石工		880	1,100
鳶人足		520	650
土方人足		400	500
坑工		680	850
井戸職		760	950
桶職		640	800
井戸職手伝		520	650
車輌職工		680	850
家根職		680	850
杣工		480	600
木挽職		760	950
人夫		320	400
鉄道職工	木工	800	1,280
	鋳工	900	1,440
	鍛工	900	1,440
	保線組長	600	960
	保線工夫	500	800
	建築工夫	600	960
	組立工夫	1,100	1,760
	製鑵工	1,000	1,600
	電気工	900	1,440

注:単位は厘と推測される。本文中には記載なし

出典:「戦時軍役夫傭役規則設定の件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C03025497500, 明治 37 年「満大日記 3 月 坤甲」(防衛省防衛研究所)

額(任務に起因する場合は全額支給)、拘留以上の処分を受けたり自己の不摂生や喧嘩等による傷痍疾病あるいは勝手に任務を休んだりした場合は無給と、就業状況によって支給金額が変わるものとされた(第十八条)。請負人には手数料として軍役夫給料額の10分の1が別に支給される(第二十六条)。また糧食は傭入当日より官給(第二十条)、被服装具は概ね官給(第二十一条)だが、履物と寝具は自弁かつ寝具持込みは毛布一枚のみ可(第二十二条)であった。ここで重要なのは、給与額の規定が陸軍省全体で一括して定められたことである。日清戦争開戦当初の軍夫募集は、各地方の状況を考慮する意味もあって師団に一任されており、給与額の規定も師団ごとに異なっていた。一律の規定が制定されたのは先述の通り戦役終盤になってからのことである。また日清戦争時の給与額は請負人の手数料等を含んだ軍夫1人あたりの総額だったが、その具体的な配分は請負人と軍夫の契約に任され軍は干渉しないこととなってい

た⁽³²⁾。そしてこれらの不備が、日清戦後に軍夫・請負人間の暴力事件や訴訟を引き起こす原因の一つになっていたのである。第二十六条で請負人の手数料が制定されたのはこのような騒擾を抑制するためと考えられる。第十九条も同様の理由から設けられたものであろう。なお第十九条は「戦地ニ向ツテ本邦某港出帆ノ日ヨリ本邦某港ニ帰着ノ日迄ヲ海外⁽³³⁾」とされた日清戦争時と比べると外地の範囲が若干狭まっている。

この給与額についてだが、表の中の最低額となる人夫の内地 32 銭、外地 40 銭は、日清戦争時の近衛、第一、第三、第四、第五師団での給与額である内地 40 銭、外国派遣中 50 銭、第二師団の一律 50 銭 (34) と比べて、一見すると安いように思える。しかし実際の各軍夫の手取り日給は先述の理由から、たとえば第一および第三師団の場合では、内地 25 銭、外国派遣中 35 銭 (35) となっていた。そのため第二十六条が第 3 表の給与額 = 軍役夫の手取り最高額であることを示しているとすれば、日清戦争時よりも給与額は上昇したことになる (36)。またこの給与額を当時の東京・大阪・全国平均における職工・人夫の賃銭と比較する (第 4 表) と、東京を基準にした場合は安いと思われるものも多いが、全国平均に対してはその平均額を下回るのは人夫のみとなっている。それでも規定された各軍夫の日給は最高額であるためかなり割安に感じられるかもしれない。しかし食事と宿泊が官給である (37) ことを踏まえれば、気候や衛生状態の異なる外地勤務であっても、軍役夫にとってそれなりにうまみのある募集ととらえられたと考えられるのである。

21.	× 11-0-9/		. , , , , ,		
	①	2	3	4	(5)
大工	850	850	800		588
舩大工	820	820	702	503 ~ 720	610
鍛工		613	795	378 ~ 720	523
石工		1,188	846		680
鳶人足	550		774		
土方人足	550		544		
桶職		700	509	~ 555	465
車輌職工	630 ~ 650	640	390	373 ~ 570	485
家根職	900	950	702		565
木挽職		800			
人夫		525	450	340 ~ 468	400

第4表 各地域日給表 (明治36~37年)

- ①:東京市內諸職業賃銀年別高低表(大蔵省調)・明治三十六年
- ②:東京業別平均賃銀累年表(東京商業会議所調)・明治三十七年
- ③: 大阪業別平均賃銀累年表 (大阪商業会議所調)・明治三十七年、指数から計算したもの
 - ④:全国諸傭上下等平均賃銀累年表・明治三十六年(農商務省調)
 - ⑤:全国諸傭中等平均賃銀並指数累年表・明治三十六年(農商務省調)
 - 出典:東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』(東洋経済新報社, 1927年)
- ①: pp.569-570. ②: pp.571-572. ③: pp.576-577. ④: pp.585-586. ⑤: 587-588.

(3) 日露戦争での軍役夫運用

ここまでは「傭役規則」の制定とその内容について見てきた。次に見るのは日露戦争では実際にどのような軍役夫雇用が行われていたかである。須藤論文では制度設計における各範囲内, 範囲外の部分で起こった問題点について検証が行われた⁽³⁸⁾が、本稿では当時の請負人の回想 録をもとに実際の軍役夫雇用の様子を見ていく。

日露戦争の日記,回想録は現代にも多数遺されている⁽³⁹⁾。しかし,公表・公刊されている 各史料のうち軍役夫やその請負人が記したものはほとんど見られておらず,こうした軍役夫の 実態を知る手がかりは非常に少ない。ここではその中から日露戦争で軍役夫派遣・指揮を行っ た原田商会の原田猪八郎の回想⁽⁴⁰⁾をもとに,日露戦争での軍役夫運用の一端を追うこととす る。

この当時の原田商会は筑豊炭田の各種資材、門司港に出入する船舶用品の納入などで業績を伸ばしつつ、1903年3月の京釜鉄道建設開始に際して釜山に支店を作り鉄道建設資材を扱っていたが、日露関係の悪化から釜山の支店を人に譲って下関に戻り陸軍補給廠の仕事を請け負っていた。日露戦争開戦にあたっては陸軍補給廠から官衙組織に必要な調度品、陣営具等の資材の調達を命じられたが、これを指定の納期より早く納品したことから軍当局の信頼を得、陸軍碇泊場司令部から第二軍の上陸作戦に要する「舸子(船頭)、運搬夫・舟大工・建築大工等軍役夫二千」人の供給命令を受けたという⁽⁴¹⁾。しかしこの回想を見る限りでは、それまで原田が「傭役規則」第一条に記された職工・人夫等の使用経験があったとは思えない。このことからも、「傭役規則」第一条の規定は軍の信頼を既に得ていた場合には適用されず、むしろ応募してきた請負人選定の目安として用いられていた可能性が高いと考えられるのである。

原田は軍役夫募集にあたって玄洋社にいる先輩⁽⁴²⁾に相談し、その人物の奔走もあって福岡・佐賀・山口・大分の四県から 2,000 名を集めることができた。また資格検査も行ったものの、「船頭や、建築大工、船大工等に経験者か未経験者かを聞き、その熟練の程度を早々に見るだけ⁽⁴³⁾」だった。集まった軍役夫には「無頼漢あり、食ひ詰め者あり、前科を持つ者ありで喧嘩はする、博奕はうつ、血を見れば収まらない凶暴な者⁽⁴⁴⁾」もおり、出発前に「雑軍といふか、烏合の衆といふか、とに角みな相当なもの⁽⁴⁵⁾」をまとめあげるために原田が腐心する様子がこの『四十年史』には描かれているが、前科者や博徒が少なからずいたというのは「傭役規則」第四条に反する内容である。わざわざ「性行の点に於ては良民の指弾を受ける徒輩もあつたことは止むを得ない次第⁽⁴⁶⁾」と記すほどであったから、彼らが出発前集積地や現地で少なからず問題を起こしていた可能性がある。また軍から事前にどういった金額が支払われたかは不明だが、原田の場合は軍役夫用の衣服等や渡航などに必要な1人あたり30~50円程度の仕度金も自ら負担したという⁽⁴⁷⁾。事実だとすればかなりの金額である。

さて「傭役規則」第十二条には「軍役夫供給受負人ハ自ラ軍役夫ヲ引率シ現地ニ出張シ其義

務ヲ尽スヘシ(中略)受負人自ラ出張シ難キトキハ其理由ヲ契約担任官ニ申出認可ヲ受クヘシ⁽⁴⁸⁾」とある。請負人は自ら軍役夫を率いるか代理人に引率させるかを選択しなければならないのだが、このときの原田は前者を選んだ。引率に適当な人材が見つからなかったのか、わざわざ神社に頼みこみ軍役夫たちを手厚く詣でさせて自ら団結力を強めたためか定かではないが、こうした人夫使用が不慣れなはずの人物が軍役夫を率いていた例があるのは注目すべきであろう。

原田と軍役夫 2,000 名は門司からまず鎮南浦に向かい,一か月待機したのち第二軍とともに塩大澳へ行って物資の揚陸・運搬やバラックの建設等にあたった。その後は大連に移りロシア軍によって建設途中だった大連港の建設に携わったが,その時は日本から引率した 2,000 人のほかに清国人苦力 3,000 人を指揮した (49)。 敷設水雷や船舶の座礁など何度か危機にあいながらも,このときの経験は彼がのちに大連に拠点を作り事業を拡大するうえで非常に重要なものになったようである。

日露戦争に際して定められた「傭役規則」は日清戦争の経験を踏まえて制定されたものであり、特に何らかの支障を来したであろうと思われる部分の改善をもくろんだものが目立つ。もっとも実際の運用を見ると、需用に対して供給を急ぐ必要性のある戦役序盤では守られていたとは言い難い部分があった。また須藤論文で指摘された各点や、清国・韓国在留を禁止された者を規制していなかった点などの問題点も見られる⁽⁵⁰⁾。しかしこのような問題点は残っていたものの、軍が日清戦争当時に軍夫の評判が悪かった点を少しでも是正しようとするむきがあったことはたしかである。この「傭役規則」制定からは日露戦争での陸軍の軍役夫募集への対応とともに、日清戦争での軍夫雇用の実態とその経験をうかがい知ることができよう。

2. 日露戦争の軍夫熱

ロシアとの開戦に際して一般庶民に見られた様々な反応の中には、戦争に伴う働き口への期待もあった。そこには日清戦争の経験からくる軍夫募集も含まれていたが、これは軍夫希望者、請負人双方に当てはまるものであった。2月10日の萬朝報では軍夫募集を期待した深川周辺の人夫が前祝と称して居酒屋に入り浸り居酒屋が繁盛する様子が報じられている(51)。その一方で同月16日の東京朝日では「企望者より陸海軍省へ出願し其許可を受けたる者ならでは事務所は勿論出張所を設くるを得ず従つて下請負等の如きも夫々許可を受くべき筈」「宣戦交付以来無許可の者にして軍夫募集の看板を掲げ何組事務所などいふ札を出せしもあり是等の者は許可者と志願者との中間に立ちて一人に付十銭乃至十五銭の利益を得んとする計画に出でしものの由」(52)と報じられた。ここからは請負人となって軍夫募集で利益を得ようとする動きと、これらの募集を新聞記事によって暗に抑制しようとする様子が見て取れる。この記事によれば日清戦争では第一師団から直に軍夫請負を依頼されていた有馬組も軍夫募集中止を厳命された

とされ、こうした動きが大手の請負業者にも見られたことがうかがえる。また同 18 日の読売新聞によれば「請負者の中には尚ほ詐欺に均しき企てを為す者なしとも測られねば其筋に於ても頗る注意を加へつつあり」「軍夫の賃金は出発前一日一円と定め愈々戦地に赴きたる暁は一日一円五十銭と改むる由」⁽⁶³⁾といった実際の募集内容とは明らかに異なる噂も流れていたようで、東京の各区役所では戸籍証明を願い出る者が後を絶たなかったという。

この軍夫応募を狙う層を相手に商売を行おうとする者もいたのか,「従軍希望の人は必らず読め」とのうたい文句がなされた『軍夫志願者案内附日用支那朝鮮語従軍手帳』なる書物の広告 (54) などもこの時期に見ることができる。また6月に出版された『戦地職業案内 (55)』という書籍にも,通訳や医師・看護人,鉄道および電信工夫から商人,酒保,芸人,写真師,散髪師といった様々な戦地での職に混じって軍夫の項目が見られる。そこには「今回の戦争に於ては,多数の労働者は之れを清韓人に採るの考なるよしなれども,戦線漸く広まり鉄道電信以下凡ての雑役追々に着手せらるるに至らば,如何に少くとも二三万の軍夫は是非共必要なる可く,徒らに内地に不景気を託つ手合はどしどし出掛く可きなり (56)」との一文があり,軍役夫応募を煽る一方で,軍夫募集への期待が6月になっても続いていたことがうかがえる。

こうした日清戦争時とほぼ同じ「軍夫熱」の中でもう一つの動きとして見られるのが、陸軍省へ届けられる軍夫募集願の嘆願書である。現存が確認できたものを見ると、これらの大半は陸軍省へ直に届けられたものではなく府県を通じて出されたもので、各知事からの身元照会が付与されたものが多数を占めている。このことから「傭役規則」制定前の嘆願書も含めてこの規定に沿ったものであることがわかる。筆者が確認できたのは40通程度だが、提出されたものの規定をクリアできず各府県止まりだった嘆願書はもっと多かった可能性がある。

これらの嘆願書は「傭役規則」制定前どころか開戦前からすでに寄せられていた。管見の限りで最も早いのは、開戦前年の1903年10月15日に福岡県遠賀郡若松町の吉田磯吉から提出されたもの⁽⁵⁷⁾である。既に港町である若松町の顔役・侠客としての地位を確立していたと思われる吉田がどのような目的でこの嘆願書を出したかは不明だが、港で働く人足たちを動かせる立場にあった彼らしい行動ともとれる。

このようにロシアとの交渉が暗礁に乗り上げ最終的に開戦に向かう中でその空気を敏感に感 じ取った者たちは、ある者は自らの利益を求めて、またある者はその義侠心・愛国心にかられ 軍夫募集を自ら手掛けようと嘆願書を提出していったのである。これらの嘆願書はその推察さ れる実際の目的から

- ① 自らの収益を期待したと思われるもの(利益追求型)
- ② 愛国心、義侠心が優先されたと思われるもの(愛国心型)
- ③ 生活困窮、将来への不安への救済を求めるもの(貧民救済型)

の三種類に分類することが可能と考える。もっとも嘆願書はすべて愛国心に基いた滅私奉公で

あると主張しており、①②の区別を正確に為すのは非常に難しいところではある。その中において③は珍しく貧民の救済も同時に訴える文言が書かれているため区分しておいた。ここでは 軍夫募集の嘆願書をこの三種に分け、その中の主だったものを見ていくこととする。

(1) 利益追求型

先の吉田磯吉の例を見てもわかるように、大陸に近い福岡は大陸との動向に非常に敏感な地域であった。吉田の嘆願から4日後には5人の人物の連名で同様の書類が提出されているが、これも福岡市3人に粕屋郡箱崎町、筑紫郡千代村と全員福岡の人間である⁽⁵⁸⁾。こうした福岡からの嘆願書で少し目立っているのが福博商工会で、1904年1月8日⁽⁵⁹⁾と同年9月8日⁽⁶⁰⁾の2回提出されている。9月の嘆願に記された「既ニ本会募集ノ軍夫志願者ハ県下沿岸各群ノ農夫漁夫ニシテ既ニ数千人ノ多キニ達シ是レ等ハ西南ノ役ヨリニ十七八年日清ノ役ニ山ニ夫ニ経験アルノミナラス他県下軍夫ニ比シ抽テ任務ニ堪へタルコトハ各将校閣下ノ御実験之処加之我県下ハ地勢上渡海ニ至便ナルヲ以テ是迄軍隊及軍夫ノ輸送モ門司博多ニ於テセラレ居次第二付⁽⁶¹⁾」という部分からは、愛国心などよりも許可の下りる前から軍役夫募集をしてしまったことや、他県から派遣された軍役夫に対する焦りすら感じるのは穿ちすぎであろうか。

この福博商工会と同様に嘆願書を複数回提出している者は他にもおり、たとえば東京府京橋区にあった建築業者河村組の河村隆實は1904年2月⁽⁶²⁾、3月⁽⁶³⁾、9月⁽⁶⁴⁾と3度提出している。河村は日清戦争でも共伸社名義で軍夫派遣を請け負っていたとしているが、事実とすればこのような嘆願書の提出もその時の経験がもとになっていると見てよいのではないか。

次は池山論文に掲載された土木工事請負業者の橋本忠次郎⁽⁶⁵⁾を取り上げる。橋本は仙台で第二師団の各種物品調達等を担っているほか北海道殖民鉄道や京釜鉄道など様々な請負工事を全国規模で展開している人物であった。日清戦争でも第二師団の軍夫請負を担っており、先行研究ではこの1904年1月に出された嘆願書のうちその時の経験を記した部分の一部が引用されている。一方で2月には福岡の松鵜仁平次から、この橋本や佐賀市在住の山口某なる人物が軍役夫募集を行っていることに対して陸軍省が認可を与えたのか確認を求める照会がなされており⁽⁶⁶⁾、橋本が自らの工事請負同様に軍役夫募集を全国規模で行っていた様子が見て取れる。

また嘆願書を提出した人物の中には、日清戦争において請負人ではなく軍夫として大陸・台湾に渡った者もいた。こうした人物の中で現代にも知られている名前を挙げると、日清戦争では台湾征討戦で軍夫に志願し三十五人長、五十人長、百人長をつとめた丸尾千代太郎がいる⁽⁶⁷⁾。のちの1907年に露探の疑いをかけられていた前田清次刺殺事件において同じ青森出身である彼の店で働いていたのが犯人の今村勝太郎で、彼自身も露探追求に協力させられていたという人物だ⁽⁶⁸⁾。この嘆願では軍夫長を願い出るとのみ書かれているため、一般の軍役夫の1人としてなのか請負をしつつ自ら引率するつもりでの願書なのかは不明である。彼がこの当時どう

いう仕事をしていたのかも判然としないが、1907年当時の商売の内容などを考えると軍役夫への雇用の要望とは考えづらい。

1900年に起こった北清事変(義和団事件)の際、いくつかの移民会社が連合国各軍に対して日本人人夫を派遣したことは先行研究でも指摘されている⁽⁶⁹⁾が、日露戦争でも彼らは軍夫請負に従事しようとした。1904年2月3日には森岡真や井上敬次郎ら5名の連名で、海外移住希望者の中から軍夫を募るという内容の嘆願書が「現在移民取扱人一覧表」とともに提出⁽⁷⁰⁾している。そこには「且満韓殖民ノ一端ト相成リ両便ナラン⁽⁷¹⁾」という記述も見られ、戦後の移民・殖民にもつなげていきたいとの狙いがうかがえる。なお森岡真の経営する森岡商会の移民事業は、横山源之助によれば賃金の安さなどもあってあまり評判は良くなかったらしい⁽⁷²⁾。

ここまで見てきたのは嘆願書のごく一部だが、この項に分類したのは大半が普段から各種人 足、職工の派遣を請け負っている者たちである。先述のように嘆願書中に自らの利益を求める 箇所は全くなく、中には私益度外視で軍役夫を募集しようとした者もいたかもしれない。しか し大体は、ロシアとの開戦を軍からの請負事業の好機としてこれらの嘆願を行ったと見てよい と思われる。

最後に嘆願書ではないが詐欺の事例も挙げておこう。仙台で元陸軍大尉を名乗る男が陸軍省の許可を出願中であるとして軍役夫を募集し、集まった志望者から予約金を徴収しているが本当に出願されているのかという宮城県知事からの照会が1904年2月になされた⁽⁷³⁾。軍夫応募にかこつけた同様の詐欺事件は、東京の新聞記事にもそれらしき内容がいくつか確認できるほか日清戦争の際にも起こっている。裏を返せば軍夫募集に殺到する層がこうした詐欺を成立させるだけの数に上っていたことを示していると言えよう。なおこの照会に対して陸軍省はこの人物からの出願はなく、また予約金を徴収することもないと回答している。

(2) 愛国心型

まずここで挙げられるのは(1)同様福岡からの嘆願である。原田猪八郎の軍役夫募集に際して彼が玄洋社社員の力を借りたことは先に述べたが、嘆願書の中にも玄洋社社員⁽⁷⁴⁾の名前を見ることができる。須藤論文で取り上げられた「福岡組」の小野隆介と野村祐雄⁽⁷⁵⁾や、玄洋社初代社長である平岡浩太郎⁽⁷⁶⁾がそれである。もっとも、彼ら玄洋社社員全てが愛国心、義侠心といった立場のみからこうした行動に出たかどうかは定かではない。しかし日露戦争に際しては平岡らが積極的に主戦論を唱え、戦地での諜報・ゲリラ活動などを行った満州義軍の一端を担ったという玄洋社社員らしい行動とも言える。また(1)の例同様に地理的条件や元窓などの過去の記憶の伝承といった福岡の特徴を垣間見ることができる。

次にこちらも再び移民業界を取り上げたい。移民事業には商売として行われる移民業者だけ

ではなく、日本人の海外進出の後押しとして推進する向きが少なくなかった。この時期に見られるようになる植民学校の設立もそうした事業の一環であろう。開戦前の1月26日には、そんな植民学校の一つである帝国植民学校からの嘆願書が学校理事の神林虎雄から出されている(**7*)。戦後の植民事業の手助けとするために大日本帝国植民議団なる組織を作り軍夫として戦地に派遣したいという申し出だが、帝国植民学校自体はまだ開校されていなかった。神林によれば学生募集は1904年3月で4月開校予定、設立認可は1902年10月に受けたとのことだったが、同名の学校の認可は2年後の1906年6月26日になされており(**78)、どのような経緯でこの時期のずれが生じたかは定かではない。ただし本文中に添えられた紀要・綱領は詳細なものであり、また146名にのぼる創立員及び賛同者には榎本武陽、大隈重信、河野広中などの政治家から福島安正、児玉源太郎などの軍人、頭山満や大井憲太郎といった活動家、徳富猪一郎、新渡戸稲造等々、非常に多種多様な人物の名前が並んでいる。移民事業支援に熱心であったり、のちに自らも移民事業を手掛けたりした人物の名前が多く、この当時の移民事業への関心の高さと日露戦争に対する移民・植民事業推進への期待感が表れている史料と言えよう。なおこの学校は1918年1月29日に私立学校令第十条第三号(「六箇月以上既定ノ授業ヲ為ササル(**79)」)にもとづき閉鎖となった(**80)。

近代以前から戦争の際、伝統的に物資運搬任務につく存在だったのが力士である。開戦直後の2月14日には東京大角力協会から、協会取締役の雷(元横綱初代梅ヶ谷)と高砂(元関脇高見山)の連名による「力士中身体健強ノ者五百名ニ対シ本願御採用被成下度(中略)兵器弾薬運搬等ノ御用相勤候ニ於テハ普通一般軍夫以上ノ労働ニ堪へ候奉(81)」という嘆願書が提出された。力士の場合はもともと藩のお抱えで戦の際にこうした任務につく立場であったことや、明治以降は有力政治家の支援のもと存続してきたことなど政界とのつながりも深い(82)ためもあってか、こうした外交の動きには非常に敏感であったと思われる。東京相撲の力士たちは日清戦争(83)だけではなく1885年の甲申事変(84)でも従軍願を提出しており、また日清戦争では協会とは別に(85)近衛師団付軍夫として遼東、台湾を転戦した年寄・力士らが北白川宮の国葬で棺を担ぐ(86)などいくつもの事例を見ることができる。こうした歴史的経緯を踏まえるとやや特殊な例と言えなくもないが、一方でこのような伝統的要素にもとづくナショナリズム・備役をただ前近代的と断定してよいのかという疑問も残る。

このほかにも神理教教祖である佐野経彦⁽⁸⁷⁾のような宗教家や、日清戦争にも従軍した元輜 重輸卒組長⁽⁸⁸⁾、さらには歩兵として従軍している長男に刺激され自らも衛生隊、軍夫または 輸卒に志願したいと願い出た者⁽⁸⁹⁾など様々な種類の嘆願が陸軍省に寄せられた。

(3) 貧民救済型

ここに当てはまる嘆願書は少なく、三通のみである。

一通目は1904年6月に出された千葉県安房郡大山村の竹澤太一による房総・九十九里地方の漁民救済を訴えたもの⁽⁹⁰⁾である。竹澤によれば当地の漁村では「減少不漁ノ為メ著シク困窮ニ陥リ之詼地方ノ人口ハ益繁殖シ其情況傍観スルニ忍ヒザルモノ⁽⁹¹⁾」があるという。同封された千葉県知事石原健三からの副申にも「本県海岸ノ漁村ハ出願者上申ノ如ク年々不漁打続キ候為困窮最モ甚シク為ニ当庁ニ於テハ救済方法ニ付特ニ調査委員ヲ設ケ過般来孜々トシテ調査講究罷在候⁽⁹²⁾」とあり、県としてもこの問題に憂慮していた様子が見て取れる。またこの前年に出された横山源之助のルポでは「九十九里浦の漁業が、昔日に比べて衰頽しているのは抑々何故であるかといへば、その網主が何れも資本に困しんでいるのが重もなる原因⁽⁹³⁾」とされており、こうした漁民を雇っている網元自体が困窮しているために救済策がとりづらい状況にある様子もうかがえる。なおこうした状況は九十九里地方に限らず他の漁場にも共通した問題であったという。

一方で竹澤が彼らの救済策の一環として軍役夫への応募を思いついた理由は,彼が『墨西哥探検実記⁽⁹⁴⁾』やのちに『南米の宝庫伯剌西爾⁽⁹⁵⁾』などの著作を出していることからも想像できる。本来彼が考えていた漁民救済策は海外移民であり,これまでに紹介した各移民事業とほぼ同一のものであった。この文書では「其貧民ヲ利用シーツハ以テ焦眉ノ急ヲ救済シーツハ以テ海外的志想ヲ発展セシメ将来満韓地方ノ移殖ヲ奨励セシムルノ手段トシテ⁽⁹⁶⁾」の軍役夫雇用が求められている点も(1)であげた嘆願書と共通している。移民事業が貧民救済策の重要な一環としてとらえられていたことを改めて示す内容だが,移民事業を推進する人たちにとって軍役夫は、人々に日本国外に出る経験を与える絶好の機会と考えられたのだろう。

二通目は翌1905年1月に大阪労働協会から提出されたもので、大阪労働協会員の総代金丸鐵、武内毅の連名となっている⁽⁹⁷⁾。この文書には「射利ヲ主トスル営業者トハ大ニ其趣ヲ異ニシ奉公ノ精神ヲ以テ御採用ヲ願フ義ニ御座候」「身体ノ虚弱ナルモノ又ハ軍ノ名声ヲ傷ツクルガ如キ無頼ノ徒等ハ断ジテ之ヲ斥ケ忠良ナル労働者ノミヲ撰ミテ従軍致サセ」⁽⁹⁸⁾といった、これらの嘆願書にありがちな文言が並んでいるが、その中で目を引くのが「開戦以来労働者等ノ業ヲ失ヒテ悲境ニ沈淪シタル惨状ハ頗ル甚シキモノニ有之⁽⁹⁹⁾」の部分である。この大阪労働協会がどのような労働者を対象としたものか、文面からは判然としないが、日露戦中の労働状況の一端が垣間見える史料と言えるだろう。

最後に紹介するのは同じく1月に人力車夫鈴木友吉ほか16名の連名で出された東京車夫救済会によるもの⁽¹⁰⁰⁾である。この文書には東京府知事千家尊福からの「従来東京市並市街付近二於テ営業シ来候人力車稼業ノ者輓近市街電気鉄道延長ノ為メ火行向衰退シ困難ナル状況ヲ具シ戦地ニ於ケル軍夫ニ採用方出願候ニ付取調候処事情無余議相聞候⁽¹⁰¹⁾」という副申が添えられており、電車鉄道の発展で衰退の色が濃くなっていた人力車夫の救済策としての軍役夫雇用を願い出ている。

日露戦争勃発後の東京において電車鉄道はその勢力を増していた。東京中心部の電車鉄道は1904年3月時点で計9路線32.12kmだったのが、わずか1年ほどの間に17路線94.96kmと路線数は2倍弱、総営業距離は3倍弱にまで急激に拡大していたのである(第5表)。一方すでに貧困層の代表格の一つとして知られていた人力車夫は、1900~1904年の5年間で見るとこの中で最も多い1901年の45,803人から1904年には32,100人まで減少し、車体数も1900年の44,584台から32,652台に減っていた。特に1903年から04年にかけての1年間では車夫数が10,565人も減少(102)している。これらを比較すると日露開戦の生活への影響も少なからずあるだろうが、それ以上に電車鉄道の相次ぐ開通が彼らの生活に多大な影響と不安をもたらしていたことが示唆されている。ポーツマス条約締結に際して発生した日比谷焼打事件で電車鉄道が襲撃された原因の一つに失業車夫の存在が挙げられる(103)のも、こうした点が背景にあるのであろう。

日露戦争における軍役夫応募は、以上の三点から見ることができる。特に三番目の貧民層救済嘆願からは、軍役夫が貧民層の雇用の場として機能していた様子がうかがえる。しかし日清戦争に比べて員数を大幅に減らした日露戦争の軍役夫が、東京や大阪でその機能をどこまで果していたかは疑問が残る。とするならば、これらの嘆願は軍役夫が貧民層の雇用の場として機能していた経験と記憶から生み出されたものと考えられるが、ここまで大規模に軍夫が雇用されたのは日清戦争をおいて他にない。このことからも、日清戦争の軍夫がこうした貧民層、あるいは労働者層雇用の場として重要な役割を担っていたことがうかがえるのである。

第5表 1904~1905年にかけての東京の電車鉄道

	路線数		停留所数		線路単軌		線路複軌	
	1	2	1	2	①	2	①	2
東京市街鉄道	3	9	42	88	2.11	2.25	9.82	54.10
東京電車鉄道	6	7	58	80	6.39	6.39	13.80	27.81
東京電気鉄道	0	1	0	18	0.00	0.00	0.00	4.41
計	9	17	100	186	8.50	8.64	23.62	86.32

	路線数	停留所数	線路単軌	線路複軌
	増加数	増加数	増加数	増加数
東京市街鉄道	6	46	0.14	44.28
東京電車鉄道	1	22	0.00	14.01
東京電気鉄道	1	18	0.00	4.41
	8	86	0.14	62.70

①:明治37年3月31日時点、②:明治37年(月日の記載なし)

注:線路距離は全て km に統一

出典:『東京府統計書 明治 36 年』(東京府庁, 1905 年) p.327, 『東京府統計書 明治 37 年』(東京府庁, 1906 年) pp.393-394 をもとに作成

おわりに

ここまで日露戦争における軍役夫の「傭役規則」と軍役夫の実際の運用、軍夫熱について見てきた。これらからは、ロシアとの開戦に際して軍役夫雇用の必要性があると考えられていたことと、軍夫雇用への期待があったことが改めてわかる。そしてそこには、日清戦争において同様のことが行われたという経験と記憶があったのである。陸軍・政府はその経験をもとに「傭役規則」を制定したが、これも軍における軍役夫運用の必要性と同時に、軍役夫請負と応募が殺到することを想定したものだった。

公文書・新聞以外で、日露戦争当時の一般大衆の中にあった日清戦争での軍夫雇用の経験、記憶をよく伝えているのは横山源之助である。彼の戦中のルポには「蕎麦職人の親方――寄子専業者の許を尋ねて(中略)如何した事と質せば、軍夫に為りそこねで御座います。互いに相顧みて苦笑していた。開戦前は、渠等職人は戦争を以て、積年の不景気を挽回し得る好機会なり、と信じていたらしかつた(104)」といった市井の言葉や「当時は、軍夫の募集盛んにして、俄に普通労働者に減少を致せるのみならず、米麦等を入るる兵糧袋の縫仕事多かりし(105)」などの横山の評価が散見される。いずれも日清戦争での軍夫が都市部の労働者層にとって重要な稼ぎ場であったこと、日露戦争でもこの雇用に期待をかけていたものの実際には軍役夫募集が激減したことを伝えている。

また日比谷焼打事件では主に職人や日雇い人足、人力車夫が処罰されていることが指摘され ている(106)。日比谷焼打事件については様々な視点からの先行研究があり、原因についても旧 来からの増税や物価の高騰などによる「(都市貧民層の)辛苦にみちた戦時下の生活に対する 民衆の怒り⁽¹⁰⁷⁾」や日露戦争時の国民形成・都市地域社会の矛盾の爆発⁽¹⁰⁸⁾など多数の評価がな されている。本稿はこれらに新しい回答を与えるものではない。しかし,少なくとも彼ら都市 貧民層が、日清戦争では軍夫という形で職を得られたものの、日露戦争においては軍役夫にな れず職を得られなかった層でもあったことだけは指摘できよう。当時東京で逮捕され、かつ大 会関係者や大会で雇われた人夫。その他無罪になった以外の人たちを見ると半数近くが20代 であり、職業別では軍夫になっていた可能性のある職人・職工、人足・車夫・馬力、無職の三 種だけでも全体の6割以上に達する(109)。このような都市貧民層の不満は,軍における日清戦 争と日露戦争での雇用形態の変化にもその一因があったと考えられる。裏を返せば日清戦争時 の軍夫には、戦争の経験からくるナショナリズムの高揚でも各自治体を用いての前近代的な徴 発傭役でもない,出稼ぎ労働の職としての要素が非常に強かったことを示している。もちろん 本稿でも紹介したように、ナショナリズムや自治体による徴発傭役もその一側面ではあった。 特に「愛国心型」の軍夫募集願からは、日清戦争時のナショナリズム高揚と類似した光景を見 ることができる。日清戦争の軍夫はこの三要素がそれぞれ大きく混合した存在だったと言える。

少なくとも前近代的な徴発傭役のみを当時の軍夫の本質と見ることはできないのである(110)。

なお日清戦争で大量に雇用された日本人の軍夫がなぜ日露戦争では激減したのか、この点は 別稿としたい。

注

- (1) その人数は陸軍省編『日清戦争統計集 下巻1』(海路書院, 2005年) p.334 頁では152,365 人. 『日清戦争統計集 上巻1』pp.41-114. では48,185 人とされている。
- (2) たとえば日清戦争に従軍した軍夫の日記を復刻した河田宏『日清戦争は義戦にあらず一秩父困民党から軍夫へ』(彩流社, 2016年) のまえがきでは「その後の戦争に軍夫は存在しない」(p.5) と記されている。
- (3) 陸軍省編『日露戦争統計集 第八巻』(東洋書林、1995年) pp.344-345, 1905年8月から9月。これ以外に清国・朝鮮では計238.864人の人夫が使役されているが、合計人数か延べ人数かは不明(『日露戦争統計集 第五巻』(東洋書林、1995年)第六編兵站 pp.58-61)。
- (4) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』(岩波書店, 1976年) pp.556-563, 趙景達「日露戦争と朝鮮」 安田浩・趙景達編『戦争の時代と社会』(青木書店, 2005年), 小川原宏幸「日露戦争と朝鮮」趙景達編『近代日朝関係史』(有志舎, 2012年) など。
- (5) 須藤遼「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用」三田史学会編『史学 第八六巻第四号』(三田史学会、2017年3月)。
- (6) 同前 pp.24-28, 陸軍省編『明治三十七八年職役 陸軍政史第五卷』(以下『陸軍政史』)(湘南堂書店. 1983 年) pp.126-135。
- (7) 中澤一太郎『日露戦役従軍略記』(中澤敬止, 1996年) pp.92-93。
- (8) 須藤「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用」p.17。
- (9) 池山弘「愛知県に於ける日清戦争従軍の軍役夫」四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第十八巻第一号』(四日市大学学会経済学部部会,2006年)p.12。
- (10) 大谷正『兵士と軍夫の日清戦争』(有志舎, 2006年), 『日清戦争 近代日本初の対外戦争の実像』(中央公論新社, 2014年)など。
- (11) 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立――近代日本陸軍動員計画策定史研究』(桜井書店, 2015年) pp.848-849。
- (12) 池山弘「愛知県に於ける日清戦争従軍の軍役夫」、「愛知県中島郡下津村に於ける日清戦争軍役夫の募集」 四日市大学学会経済学部部会編『四日市大学論集 第十八巻第二号』(四日市大学学会経済学部部会、 2006年)など。またここまで挙げたのは日本人の軍夫に関する研究だが、戦地となった朝鮮での軍夫徴 発についての先行研究では朴宗根『日清戦争と朝鮮』(青木書店、1982年)などもこのカテゴリに該当 すると言える。
- (13) 「軍役夫募集契約等の件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C03020020900, 明治 37 年 「満密大日記 明治 37 年 2 月」(防衛省防衛研究所)。
- (14) 「軍役職工募集準備の件」JACAR: C03020011600, 明治37年「満密大日記明治37年1月」(防衛省防衛研究所)。なお文書中に別紙表とされている「軍役夫徴集準備表」「軍役夫雇用受負契約書接」は掲載されていないが、この部分は『陸軍政史第一巻』pp.153-161. で見ることができる。
- (15) 「戦時軍役夫傭役規則設定の件」JACAR: C03025497500, 明治 37 年「満大日記 3 月 坤甲」(防衛省防衛研究所)。
- (16) 「軍役夫募集方に付質議の件」JACAR: C03025466600, 明治 37 年「満大日記 2 月 坤 乙」(防衛省防 衛研究所)。
- (17) 「戦時軍役夫傭役規則設定の件」

- (18) 同前。
- (19) 「軍役夫募集に付身元証明方の件」JACAR: C03020041400, 明治 37 年 「満密大日記 明治 37 年 2 月」(防 衛省防衛研究所)。
- (20) 同前。
- (21) 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」JACAR: C06060170400, 明治27年6月より「緊要事項集」(防衛省防衛研究所)。なおこのときは20歳以上45歳以下となっている。
- (22) 池山弘「愛知県中島郡下津村に於ける日清戦争軍役夫の募集」p.2。池山によると、愛知県中島郡下津村が軍夫の雇用条件を20歳以上40歳未満に限定していたにも関わらず、同県の碧海郡棚尾村では年齢が判明している41人中20歳未満が7人、41歳以上が1人いたという。
- (23) 「新潟県より出征軍夫徴否の件」JACAR: C06022202600, 明治28年2月「278年戦役日記乙」(防衛省防衛研究所)など。
- (24) 「戦時軍役夫傭役規則設定の件」
- (25) 同前。
- (26) 同前。
- (27) 「軍役夫 (職工は何々) 請負命令者並に心得書請書様式 |
- (28) 「戦時軍役夫傭役規則設定の件」
- (29) 同前。
- (30) 同前。
- (31) 同前。
- (32) 『衆議院議事速記録 第九回』(印刷局, 1912年) p.164。
- (33) 「軍役夫(職工は何々)請負命令者並に心得書請書様式」
- (34) 『衆議院議事速記録 第九回』p.167。一方, 第六師団は他師団に比べ非常に安くなっている (内地 22 銭 5 厘, 外地 42 銭 5 厘)。
- (35) 太田道太郎『軍夫紛擾顛末』(太田道太郎, 1895年) p.9。なお第一師団では当初内地 15 銭の予定だったが, 請負人が軍夫に折れる形で内地 25 銭に増額された (pp.6-7.)。
- (36) 二十六条の「軍役夫給料額」は軍役夫への「現支給額」をさすが,第3表の「本給料日額」または「該給料額の最上限」を請負人に支払っていた部隊もあった(『陸軍政史 第五巻』pp.203-204.)。
- (37) この当時の賄い金額は概ね15~25銭でまとまっている。
- (38) 兵役関係者や他人名義での軍役夫応募に加え、台湾における軍役夫雇用や鉄道作業局の供給する軍役 夫について検証が行われている(須藤「日露戦争期軍役夫制度の設計と運用 | pp.5-11)。
- (39) 2012年に延廣寿一がまとめた「日露戦争従軍日記一覧」には120冊が掲載されている(横山篤夫・西川寿勝編『兵士たちがみた日露戦争――従軍日記の新資料が語る坂の上の雲』pp.36-40.)。なおここに載っていない日記も数多い。
- (40) 【原田商事四十年史】(原田商事四十年史刊行会, 1944年) pp.17-37。原田猪八郎からの聞き書きの形をとっている。
- (41) 『原田商事四十年史』 pp.17-19。
- (42) 原田猪八郎自身は玄洋社社員ではないと思われる。少なくとも石瀧豊美『玄洋社発掘:もうひとつの 自由民権 増補版』(西日本新聞社,1997年)に彼の名前は見当たらない。
- (43) 『原田商事四十年史』 pp.19-20。
- (44) 同 p.20。
- (45) 同前。
- (46) 同前。
- (47) 同前。
- (48) 「戦時軍役夫傭役規則設定の件」
- (49) 『原田商事四十年史』 pp.24-26。

- (50) これについては外務省からの照会ののち、4月14日に各師団へ通達された(「軍役夫及供給請負人の 証明に関する件 陸軍省副官」JACAR: C06040617600, 「明治37年自3月17日至4月23日副臨号書類 級 大本営陸軍副官管 第3号自第601号至第900号」(防衛省防衛研究所))。
- (51) 『萬朝報』1904年2月10日。
- (52) 『東京朝日新聞』1904年2月16日。
- (53) 『読売新聞』1904年2月18日。
- (54) 『二六新報』1904年2月18日。広告によるとこの従軍手帳は一冊15銭で発行所は志田東湖堂とある。
- (55) 1904年6月16日発行,発行者は星岡暫院。
- (56) 『戦地職業案内』(星岡書院, 1904年) p.81。
- (57) 「軍夫募集願の件」JACAR: C04014032500, 明治38年「壹大日記」(防衛省防衛研究所)。
- (58) 「軍夫募集願の件」JACAR: C04014032400, 明治 38 年 「 壹大日記」 (防衛省防衛研究所)。
- (59) 「軍夫募集に関する上願の件」JACAR: C03025422000, 明治 37 年「満大日記 1 月 乾」(防衛省防衛研究所)。
- (60) 「軍夫請負に関する再願」JACAR: C03025918200, 明治 37年「満大日記 9月自1日 至15日」(防衛省防衛研究所)。
- (61) 同前。
- (62) 「軍用人夫請負願の件 | JACAR: C03025438900. 明治37年「満大日記2月乾 | (防衛省防衛研究所)。
- (63) 「軍役夫採用方転出の件」JACAR: C03025879200, 明治 37 年「満大日記 9 月自 1 日 至 15 日」(防衛省防衛研究所)。
- (64) 「工夫使用願の件」JACAR: C03026129900, 明治 38年「満大日記1月下」(防衛省防衛研究所)。
- (65) 「軍夫請負願の件」IACAR: C03025421900. 明治 37 年「満大日記 1 月 乾 | (防衛省防衛研究所)。
- (66) 「軍役夫募集に関する件」JACAR: C03025487500, 明治 37 年 「満大日記 3 月 乾」(防衛省防衛研究所)。
- (67) 「軍夫長願出の件」JACAR: C03025879400, 明治 37 年「満大日記 9 月自 1 日 至 15 日」(防衛省防衛研究所)。
- (68) 事件については奥武則『露探――日露戦争期のメディアと国民意識』(中央公論新社, 2007 年)を参照。
- (69) 大谷正「義和団出兵/日露戦争の地政学」小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』(紀伊國屋 書店, 2004年) pp.77-78。
- (70) 「軍夫募集願 東京森岡真外」JACAR: C06040094700, 「明治 37 8 年戦役に関する満受書類 補遺 陸軍省 4 冊の内弐」(防衛省防衛研究所)。
- (71) 同前。
- (72) 横山源之助『海外活動之日本人』(松華堂, 1906年) p.94。
- (73) 「軍役夫募集受負願書提出有無の件」JACAR: C03025442600, 明治 37 年「満大日記 2 月 乾」(防衛省防衛研究所)。
- (74) 玄洋社社員については石瀧豊美『玄洋社発掘:もうひとつの自由民権 増補版』pp.333-368.を参照。
- (75) 「軍役夫及諸職工夫に関し願出の件」JACAR: C03025438700, 明治37年「満大日記2月 乾」(防衛省防衛研究所)。小野は代議士や香川県知事などを務めたことがあり, 野村は筑陽社社長で福岡市議, 県議も務めた人物である。
- (76)「工夫使用願の件」JACAR:C03026129700,明治 38 年「満大日記 1 月下」(防衛省防衛研究所)。
- (77) 「軍夫採用願の件」JACAR: C03025421700. 明治 37 年「満大日記 1 月 乾」(防衛省防衛研究所)。
- (78) 『官報 第六八九六号』, 1906年6月26日。開校場所が前掲文書中の学校紀要に記されたものと同じである。
- (79) 「御署名原本・明治三十二年・勅令第三百五十九号・私立学校令」JACAR: A03020416400(国立公文 書館)。
- (80) 『官報 第一六四五号』, 1908年1月29日。
- (81) 「兵器弾薬運搬用トメカ士採用方の件」JACAR: C03025486600, 明治 37 年「満大日記 3 月 乾」(防衛

省防衛研究所)。

- (82) 文面中にも「先年前陸軍大臣大山閣下ヨリー朝有事ノ際ニハ何分ノ御沙汰有之ベク旨御指令拝受致居 候」との文言があり、有力者とのつながりが深い様子が見て取れる。
- (83) 加藤隆世『大相撲鑑識大系・4』(国民体力協会, 1942年) pp.226-228。
- (84) 同 pp.131-132。文中には「輜重隊の一部に差加へられ」との文言も見られる。
- (85) 『読売新聞』1895年2月28日。年寄君が濱が協会力士の軍夫募集の内命を受けたというもの。協会は 君が濱個人の請負として拒絶したが、君が濱は力士他計50名を集めて従軍した。
- (86) 『読売新聞』1895年11月11日。
- (87) 「軍夫従軍願の件」JACAR: C03025879700, 明治37年「満大日記9月自1日 至15日」(防衛省防衛研究所)。
- (88) 「従軍願外 18 件」JACAR: C03026255300, 明治 38 年「満大日記 2 月下」(防衛省防衛研究所), 二十二年輜重輸卒組長菅谷慶次郎と清田治助の連名。ただし日露開戦当時に彼らが何の職に就いていたかは不明である。
- (89) 「37. 7. 24 東京市在住者 軍夫又は輸卒志願の件」JACAR: C06040003400, 「明治 37. 8 年戦役に関する満受書類補遺 陸軍省 4 冊の内の 1」(防衛省防衛研究所), 東京市京橋区の醤油商猪俣広吉によるもの。
- (90) 「工夫使用願の件」JACAR: C03026130200, 明治38年「満大日記1月下」(防衛省防衛研究所)。ただし竹澤自身は東京市在住とある。
- (91) 同前。
- (92) 同前。
- (93) 横山源之助「漁村雑記」立花雄一編『横山源之助全集 第三巻』(法政大学出版局,2006年) p.358。 初出は1903年11月15日の『公民之友』第一巻第一一号。
- (94) 竹澤太一、福田顕四郎、中村政通『墨西哥探検実記』(博文館、1893年)。
- (95) 竹澤太一『南米の宝庫伯剌西爾』(ジヤパン・タイムス社, 1924年)。
- (96) 「工夫使用願の件」
- (97) 「軍役夫採用願の件」JACAR: C03026207200, 明治38年「満大日記2月上」(防衛省防衛研究所)。
- (98) 同前。
- (99) 同前。
- (100) 「軍夫採用願の件」JACAR: C03026139900, 明治38年「満大日記1月下」(防衛省防衛研究所)。
- (101) 同前。
- (102) 人力車夫,車体数に関しては警視庁編『警視庁統計書 明治 37 年』(クレス出版,1997 年) p.260 を 参照。
- (103) 社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼打事件の研究』(東洋文化社, 1974年) p.70 など。
- (104) 横山源之助「戦争と手工業者」『横山源之助全集 第三巻』pp.441-442。初出は1904年4月1,15日の『実業世界 太平洋』第二巻第七~八号。
- (105) 横山源之助「戦争と貧民部落」『横山源之助全集 第三巻』p.431。初出は1904年4月1日の『中央 公論』第十九年第三号。
- (106) 最近のものでは小川原宏幸「日露戦争と朝鮮」p.297 など。
- (107) 大濱徹也『明治の墓標』(秀英出版, 1970年) p.266。
- (108) 能川泰治「日露戦時期の都市社会―日比谷焼打事件再考―」『歴史評論 No.563』(校倉書房, 1997年3月) p.36。
- (109) 社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼打事件の研究』pp.110-111, 附録 pp.8-27. より。それ以外の分類にも軍夫適性がありそうな者が多数いると考えられるため、実際の比率はもっと高くなる。
- (110) この点は朝鮮・清国における軍役夫雇用に対しても指摘できる。先行研究の視点があくまで民衆運動・抵抗史に置かれているため仕方のない部分もあるが、これらの先行研究から、戦地における軍役夫の現地雇用全てを軍および請負業者による強制と断じるのは禁物であろう。

Laborers Hired by Military during the Russo-JapaneseWar: With Special Reference to Rules Regulating Military Laborers and their Enthusiasm

FUJIOKA Yūki

This paper considers the issues related to laborers hired by the Japanese imperial army during the Russo-Japanese War (1904-05), analyzing the "Rules on Military Laborers during a War" and applications for military laborers. While previous studies have dealt with military laborers before the Russo-Japanese War, very few, if any, have focused on the issues during the Russo-Japanese War.

First, the Rules on Military Laborers during a War defines in detail the conditions of hiring military laborers, the conditions of subcontracting the hiring of laborers, and their wages and piece wages. Many aspects of the rules show considerable improvements from the time of Sino-Japanese War (1894-95) when considerable problems of hiring laborers were encountered. Yet, in fact, these rules were not observed at the initial stage of the Russo-Japanese War when hiring a large number of laborers was urgent.

Second, it is possible to classify the applications into the categories of "pursuit of profit," "patriotism," and "relief of the poor." The first category implies the existence of contractors and immigration business that hired laborers for the army. The second category indicates the rise of nationalism during the Russo-Japanese War, a phenomenon very similar to the case of Sino-Japanese War. The third category suggests the reality of the poor at that time and the expectations of the poor for being hired as military laborers to earn income.

These two lead the author to the following interpretations. First, the considerable degree of expectations was present at the beginning of the Russo-Japanese War among contractors and workers to be hired by the army. The national government considered these expectations important for the relief of the poor. The national government also hoped to promote and loosen the resistance for foreign emigrations through sending out military laborers abroad. Second, the expectations for hiring of military laborers were originated from the Sino-Japanese War. While previous researches focused on the coercive drafting of laborers and on the rise of nationalism in Japan, the author's analysis of sources indicates that hiring of military laborers also had an aspect of just working away from home.

Keywords: Russo-Japanese War, military laborer, Sino-Japanese War, Rules on Military Laborers during a War, applications for military laborers.